

## 地方自治法の一部を改正する法律案要綱

### 第一 普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等の選任等

一 普通地方公共団体は、条例で、当該普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又はこれに準ずる当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員について、当該普通地方公共団体の長が議会の同意を得てこれを選任することとすることができるものとする。

(第百七十三条第一項関係)

二 一の議会の同意を得て選任される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等の任期は、四年とするものとする。ただし、普通地方公共団体の長は、任期中においてもこれを解職することができるものとする。

(第百七十三条第二項関係)

三 一の議会の同意を得て選任される普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等の兼職の禁止等について、所要の規定を設けること。

(第百七十三条第三項及び第四項関係)

四 普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、一の同意を得て選任された普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等の解職の請求をすることができるものとする。

(第八十六条第一項関係)

五 一の普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長等の選任の同意について、専決処分の対象から除外すること。  
(第百七十九条第一項ただし書関係)

## 第二 施行期日等

- 一 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。  
(附則関係)
- 二 その他所要の規定の整備を行うこと。